

本件の現況調査報告書
及び評価書は、令和8年
熊本地震発生前の調査に
基づくものです。入札の
検討に際しては、その点
ご留意ください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 29 日

熊本地方裁判所民事第 1 部

裁判所書記官 宮 國 遥

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 10 月 13 日から 令和 8 年 10 月 20 日まで
開札期日	日 時 令和 8 年 10 月 26 日 午前 10 時 00 分 場 所 熊本地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 11 月 11 日 午後 3 時 00 分 場 所 熊本地方裁判所民事第 1 部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行、損害保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 29 日から当庁物件明細書等閲覧室 (本館 2 階不動産競売係書記官室内) に備え置きます。	



913

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	690,000 552,000	一括	138,000	14,267	0
1	210,000				
2	70,000				
3	410,000				



物 件 目 録

1 所 在 玉名市大倉字亀頭迫
 地 番 6 5 4 番 1 0
 地 目 宅地
 地 積 1 6 3 . 9 5 平方メートル

2 所 在 玉名市大倉字亀頭迫
 地 番 6 5 4 番 1 4
 地 目 雑種地
 地 積 5 2 平方メートル

(現況)

地 目 宅地

3 所 在 玉名市大倉字亀頭迫 6 5 4 番地 1 0
 家屋 番号 6 5 4 番 1 0
 種 類 居宅
 構 造 木造瓦葺平家建
 床 面 積 8 7 . 0 9 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8年 5月19日

熊本地方裁判所民事第1部

裁判所書記官 宮 本 裕 司

-
- 1 不動産の表示
【物件番号1～3】
別紙物件目録記載のとおり

 - 2 売却により成立する法定地上権の概要
なし

 - 3 買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1～3】
なし

 - 4 物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号3】
本件所有者が占有している。

 - 5 その他買受けの参考となる事項
なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|------------------------|
| 1 | 所 在 | 玉名市大倉字亀頭迫 |
| | 地 番 | 6 5 4 番 1 0 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 6 3 . 9 5 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 玉名市大倉字亀頭迫 |
| | 地 番 | 6 5 4 番 1 4 |
| | 地 目 | 雑種地 |
| | 地 積 | 5 2 平方メートル |
| | (現況) | |
| | 地 目 | 宅地 |
| 3 | 所 在 | 玉名市大倉字亀頭迫 6 5 4 番地 1 0 |
| | 家屋 番号 | 6 5 4 番 1 0 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺平家建 |
| | 床 面 積 | 8 7 . 0 9 平方メートル |



令和7年(ヌ)第31号
令和7年8月22日受理
令和8年3月17日提出

現況調査報告書



熊本地方裁判所

執行官 田口浩介

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|------------------------|
| 1 | 所 在 | 玉名市大倉字亀頭迫 |
| | 地 番 | 6 5 4 番 1 0 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 6 3. 9 5 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 玉名市大倉字亀頭迫 |
| | 地 番 | 6 5 4 番 1 4 |
| | 地 目 | 雑種地 |
| | 地 積 | 5 2 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 玉名市大倉字亀頭迫 6 5 4 番地 1 0 |
| | 家屋 番号 | 6 5 4 番 1 0 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺平家建 |
| | 床 面 積 | 8 7. 0 9 平方メートル |

不動産の表示		『物件目録』のとおり	
住居表示		(住居表示未実施)	
土地		物件 1、2	
現況地目	☒ 宅地(物件1、2) ☐ 公衆用道路(物件) ☐		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 建物配置図のとおり ☒ 登記所備置地図のとおり		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が物件1土地に下記建物を所有し、占有している。 上記の者が物件2土地を、雑草等が生い茂った状態で占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	3枚目『その他の事項』のとおり		
建物		物件 3	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である。 ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる(☐ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本件建物を住居(空家)として占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	3枚目「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある	[地方裁判所 保管開始日 平成 年()第 号 平成 年 月 日	
土地建物の位置関係	☒ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 建物等配置図のとおり		

そ の 他 の 事 項

【物件1、2土地】

- 1 南西側で玉名市住宅課が管理する里道に接している。
- 2 物件1、2土地相互の境界は不明瞭である。また、両土地が接する隣地（654番3）部分は下りの急斜面である。
- 3 物件1土地は、物件3建物の敷地として使用されている。
- 4 隣接する土地は、次のとおり
 - ① 654番3、山林、4692㎡、私人名義
 - ② 654番8、宅地、449.45㎡、私人名義
 - ③ 706番1、宅地、6794.17㎡、熊本県玉名市

【物件3建物】

- 1 外観は写真1、内部の状況は写真3ないし15のとおり
- 2 経年劣化が著しく、次の損傷等が見受けられる。
 - ① 全体的に床が緩んでいる。
 - ② 内外壁にクラックが多数生じている（写真2、8参照）。
 - ③ 雨漏りの痕跡が多数見受けられ、天井板が崩落している箇所が複数見受けられる（写真5、7、11、13参照）。また、建具（窓やドア）が損傷し、窓の隙間から雑草が建物内に入り込んでいる（写真6、10参照）。
 - ④ 床下への階段部分は瓦解し昇降不能な状態であるが、目視確認の結果、床下部分に相当程度の空間が広がっていると思われる。
- 3 上水道の引込みはあるが、令和3年に水道メーターは撤去され、量水器の位置は不明である。下水道は整備区域外である。
- 4 台所の燃料はプロパンガスである。
- 5 従物等として、ガス給湯器が存する（写真2）。

関 係 人 の 陳 述 等

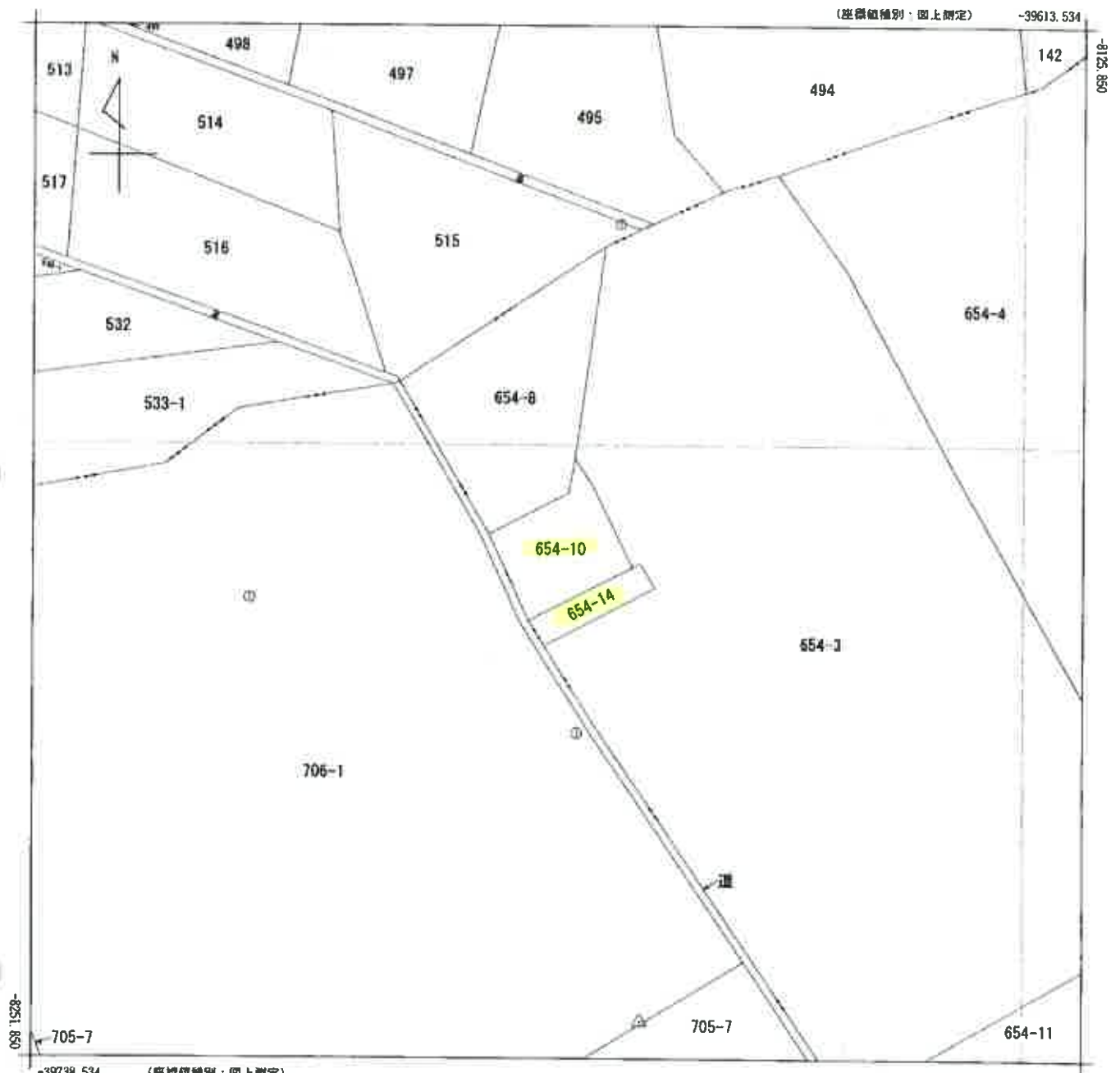
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 等
■債務者会社代表者	1 当社は、平成26年1月に転売目的で本件不動産を購入しました。 2 買受けを検討している方3人を現地案内しましたが、結局売れずじまいで、その後は放置していました。 3 前所有者からは、物件2土地は駐車場として使用し、物件3建物の床下は居室として使用していたと聞いています。

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年8月28日 (木) 14 : 30 - 14 : 45	熊本地方法務局 玉名支局	登記所備置地図等交付申請
7年8月28日 (木) 15 : 10 - 15 : 25	物件所在地	物件確認、外観写真撮影
7年8月29日 (金) : - :	当庁執行官室	債務者代表者へ立入調査日等の通知書送付 (郵便)
7年9月25日 (木) 9 : 40 - 10 : 25	物件所在地	立入調査、債務者代表者と面談、写真撮影
7年9月25日 (木) 10 : 40 - 11 : 00	玉名市役所 土木課 上下水道工務課	接道及び上下水道の接続状況調査
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ■ 令和7年9月25日 目的物件は空家で施錠されていると予想されたので、解錠技術者を同行して臨場した。 □ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 □ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 □		

「登記所備置地図」 A 3 判を A 4 判に縮小

(座標値補正：図上測定)

-39613.534



-39738.534 (座標値補正：図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(kunamoto2016_Bl.par)による修正がされています。



請求部	所在	玉名市大倉字亀頭迫				地番	654番10			
出力尺	1/500	精度分	乙一	座標系又は記号	II	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和49年3月				備付年月日(原図)			補記事項		

登記年月日：昭和44年10月14日

0002537

建築物平面図

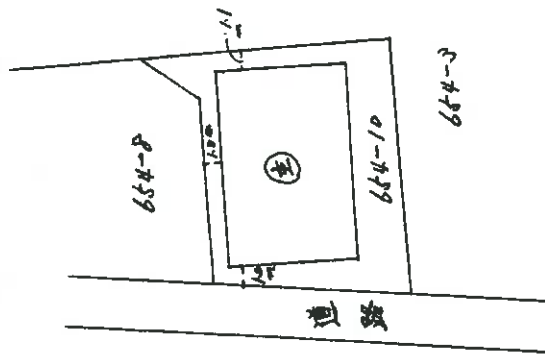
家屋番号 654-10

建物の所在 玉名市大倉字豊前池 654-10

昭和44年10月14日登記

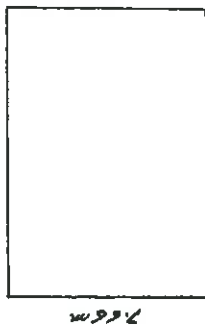
作製年月日 昭和44年10月8日 作製者 [redacted] 申請人 [redacted]

建物平面



平面図

11.37m



7.66m

永積

$11.37 \times 7.66 = 87.0942 \text{ m}^2$

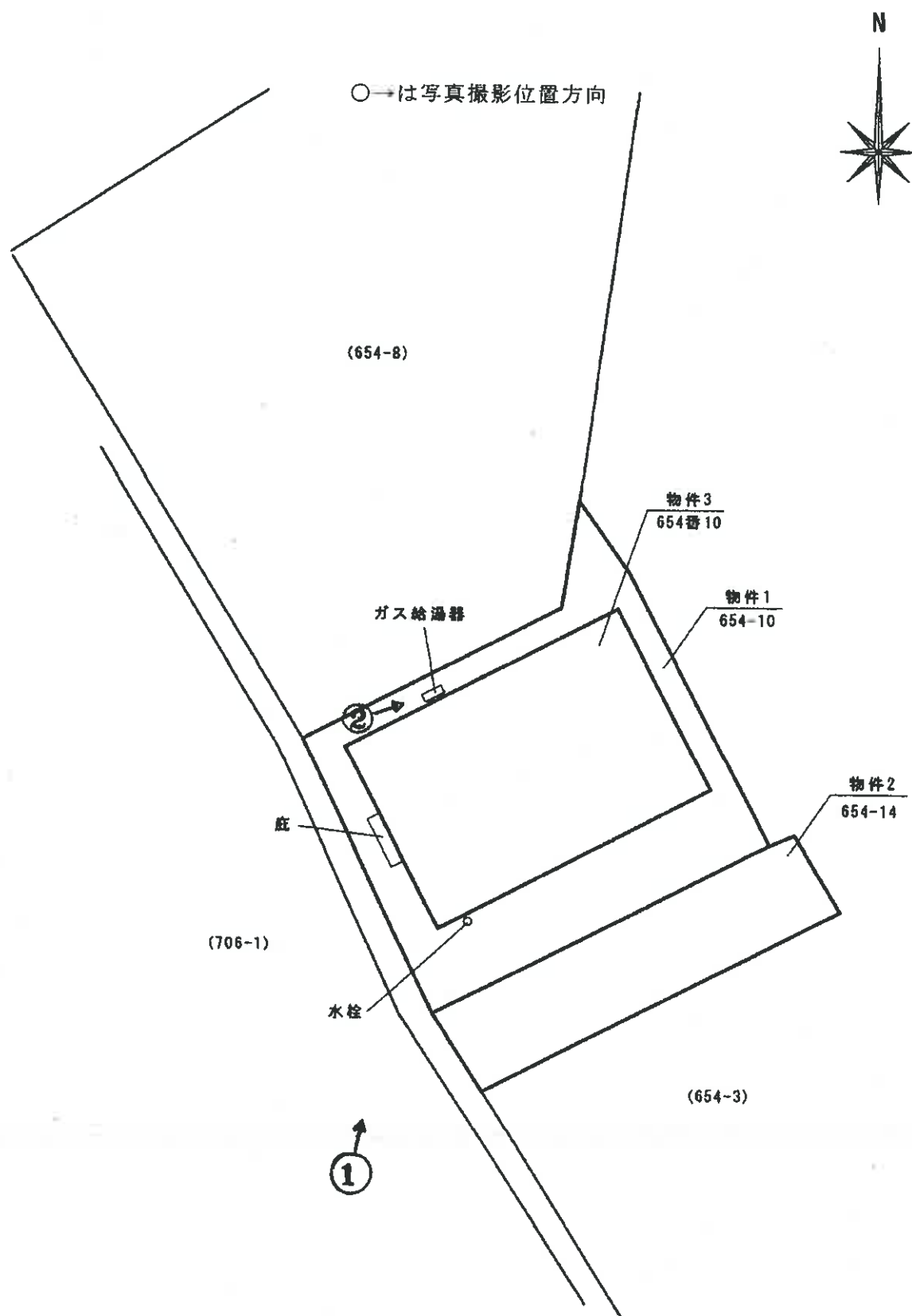
床面積

87.09 m^2

(全国土地家屋調査士会連合会用紙)

縮尺 1/400 1/100

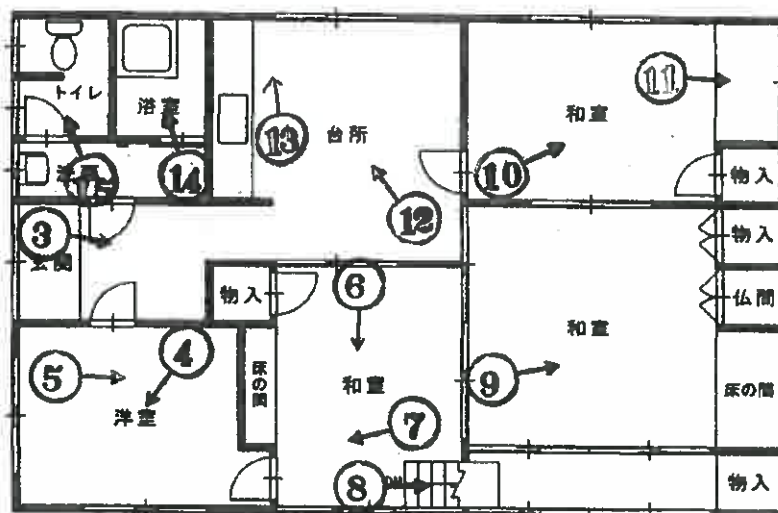
令和7年(又)第31号
土地建物位置関係概略図(物件1~物件3)



令和7年（又）第31号
間取図（物件3）



○→は写真撮影位置方向



(写真 1)



(写真 2)



(写真 3)

以下、物件3建物内部



(写真 4)



(写真 5)

雨漏りの痕跡及び天井板の崩落状況



(写真 6)

建物内に雑草が入り込んだ状況



(写真 7)

天井板及びドアの損傷状況



(写真 8)



(写真 9)



(写真 10)

建物内に入り込んだ雑草



(写真 11)

雨漏りの痕跡



(写真 12)



(写真 13)

雨漏りの痕跡及び天井板の崩落状況



(写真 14)



(写真 15)



(13 枚目)

令和 7 年 (又) 第 31 号
令和 7 年 9 月 25 日 現地調査
令和 8 年 3 月 18 日 評 価
(発行番号 80094 号)

熊本地方裁判所 御中

評 価 書



評価人 不動産鑑定士

村坂 亮

第1 評価額

一括価格	
金 690,000 円	
内訳価格	
物件1 (土地)	金 210,000 円
物件2 (土地)	金 70,000 円
物件3 (建物)	金 410,000 円

- 1 一括価格は、物件1乃至物件3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1及び物件2の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。
- 4 従物等は土地（建物）の評価額に含めた。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	玉名市大倉字亀頭迫 654番10 宅地 163.95平方メートル	同左
2	所 在 地 番 地 目 地 積	玉名市大倉字亀頭迫 654番14 雑種地 52平方メートル	同左 同左 宅地 同左
3	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	玉名市大倉字亀頭迫654番地10 654番10 居宅 木造瓦葺平家建 87.09平方メートル	同左
番号	特 記 事 項		
	特段なし		

— 以下余白 —

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1及び物件2）

位 置 ・ 交 通	JR鹿児島本線「肥後伊倉」駅の北西方・約2.8km（道路距離） 最寄バス停「大倉団地入口」の北西方・約500m（徒歩約7分）	
付 近 の 状 況	市営大倉団地に隣接し一般住宅が点在する既成住宅地域である。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	都市計画区域内（非線引） 第1種中高層住居専用地域 60% 200% — —
画 地 条 件	間口約15.0m・奥行約14.0m、規模215.95mのやや不整形地である。なお、中間画地である。	
接 面 道 路 の 状 況	南西側において、幅員約1.0mの法定外公共物（いわゆる「里道」）に接面している。当該法定外公共物は建築基準法上の道路ではない（熊本県・県北広域本部景観建築課への聴取に基づく）。また、当該法定外公共物が南方で連続している道路は玉名市管理の道路であり、市道認定はなされていない（市営大倉団地内の通路。玉名市建設部土木課への聴取に基づく）。なお、当該道路は建築基準法上の道路ではなく、当該道路を根拠として建物建築を行う場合には、建築基準法第43条第2項第2号に基づく事前一括同意許可基準の適用可能性を検討する必要があるとのことである（熊本県・県北広域本部土木部景観建築課への聴取に基づく）。	
土 地 の 利 用 状 況 等	占有状況等については現況調査報告書のとおりである。 主として物件3の敷地として利用されている。	
供 給 処 理 施 設	上水道 あり（特記事項②） ガス配管 なし（特記事項③） 下水道 なし（特記事項④） （注）供給処理施設における「あり」「なし」とは、敷地内への引込みの有無をいう。	

特記事項	①周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はなされていない（玉名市教育委員会への聴取に基づく）。 ②対象地への引込みは完了しているものの、現地調査において量水器ボックス及び水道メーターは確認出来なかった。なお、水道メーターは令和3年7月22日に玉名市が撤去したとのことであり（水道メーターは玉名市所有。なお、量水器ボックスは個人所有）、買受人が上水道を使用する場合には別途水道メーター等の設置届出が必要になるとのことである（再設置に関する費用負担は生じない。以上、玉名市上下水道総務課への聴取に基づく）。 ③熱源としてプロパンガスを使用していたと思われるが、現在は撤去されている。 ④公共下水道処理区域外である（玉名市上下水道総務課への聴取に基づく）。なお、現地調査時において、合併浄化槽は確認出来ず、汲み取り式であると思料される。 ⑤前面の法定外公共物（いわゆる「里道」）のみでは建物再建築は困難である。この点、南西側隣接地（地番：706番1、地目：宅地、所有者：玉名市）の一部を通路として利用することの同意等が玉名市との間で成立し、かつ、幅員1.8m以上が確保することができれば、建築基準法第43条第2項第2号に基づく事前一括同意許可基準の適用可能性を検討することが可能であるとのことである（以上、熊本県・県北広域本部土木部景観建築課への聴取に基づく）。 ⑥隣接地（654番3）との間に相当程度の高低差が存する（対象地が高い）。なお、他の隣接部分（654番8、法定外公共物）においては特段の高低差等は生じていない。
------	---

— 以下余白 —

2 建物の概況及び利用状況等（物件3）

区分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：昭和44年10月2日新築 経過年数：約56年 経済的残存耐用年数：満了しているものと判断される。
仕様様	構造：木造 屋根：瓦等 外壁：モルタル等 内壁：クロス等 天井：クロス等 床：畳、フローリング等 設備：電気、給排水衛生設備等
床面積（現況）	87.09平方メートル 『第3 目的物件』記載のとおり
現況用途等	現況用途：居宅 間取り：間取図（物件3）のとおり
品等	劣る
保守管理の状況	概ね経年相応であると判断される。なお、全体的に床が撓んでおり、内外壁にクラックが多数あり、天井が崩落している箇所も複数存し、また、建具の損傷等により雑草が建物内に入り込んでいる箇所も見受けられた。
建物の利用状況	占有者及び占有状況は現況調査報告書のとおりである。
特記事項	①従物等として、ガス給湯器が存する。 ②中央部分の和室において、床下へ通じる階段が存するものの、当該階段は瓦解しており、昇降は困難である。なお、目視可能な範囲における調査において、床下に相当程度の空間が広がっている可能性が存することを確認した。 ③固定資産税課税数量は「79.33㎡」となっており、登記数量の「87.09㎡」と若干異なる。この点、課税数量は尺間法を前提として把握しており、また、基礎調査時における単位把握方法等から生じている誤差であるとのことであった。そのため、現況の正確な床面積は登記面積と相違なく、また、特段減築等が実施されていないことを確認した（以上、玉名市税務課への聴取に基づく）。 ④対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1及び物件2）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	15,000	0.25	163.95	0.80	492,000
2	15,000	0.25	52	0.80	156,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査地 玉名（県）-2

$$\begin{array}{ccccccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 29,000 \text{ 円/㎡} & \times & \frac{99}{100} & \times & \frac{100}{100} & \times & \frac{100}{191} & \div & 15,000 \text{ 円/㎡} \end{array}$$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：方位等±0%、形状等±0%

$$\times \text{標準化補正率} = 1.00 \times 1.00 = 1.00$$

◇地域格差： 街路条件（幅員等+3%）

環境条件（居住環境等+80%）

環境条件（供給処理施設・下水道等+3%）

$$\times \text{地域格差率} = 1.03 \times 1.80 \times 1.03 = 1.91$$

イ 個別格差： 街路条件（幅員、系統等▲5%）

画地条件（方位等+3%）

画地条件（形状等▲5%）

画地条件（接道要件等▲70%）

画地条件（隣接地との高低差等▲10%）

$$\times \text{個別格差率} = 0.95 \times 1.03 \times 0.95 \times 0.30 \times 0.90 = 0.25$$

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考量した。

(2) 建物価格（物件3）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
3	130,000	87.09	0.05	566,000

ウ 現価率：下記のとおり査定。

経過年数等を鑑み経済的耐用年数は満了しているものと判断されるため、建物価格については残価率程度の価値のみと判断した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、物件1及び物件2については土地利用権等価格を控除し、物件3については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記の通り評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件3の土地利用権が及ぶ範囲を物件1及び物件2と認定し、土地利用権等価格を下記のとおり査定した。

番号	建付地価格 (円)	土地利用権等割合		土地利用権等価格 (円)
	ア	イ		ア×イ
1	492,000	0.25	法定地上権	123,000
2	156,000	0.25	法定地上権	39,000
合計				162,000

ア 建付地価格：前記1(1)で求めた建付地価格を採用した。

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を25%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ) × ウ × エ × オ
1	492,000	-123,000		0.70	0.80	210,000
2	156,000	-39,000		0.70	0.80	70,000
3	566,000	162,000		0.70	0.80	410,000
一括価格 (合計)						690,000

ウ 占有減価修正：必要なしと判断した。

エ 市場性修正：市場性が減退する程度のほか、建物床下の状況が一部判然としないこと等物件に内在するリスク等を総合的に勘案し判断した。

オ 競売市場修正：競売市場の特殊性等を考量し判断した。

第6 参考価格資料

地価調査価格 (玉名(県)＝2)
所 在 : 玉名市秋丸字前231番16
価 格 : 29,000円/㎡
位 置 : JR鹿児島本線「玉名」駅の北東方約2.3km
価 格 時 点 : 令和7年7月1日
地 積 : 165㎡
供給処理施設 : 水道、下水
接 面 街 路 : 北4m私道
用 途 指 定 等 : 都市計画区域内(非線引)、第1種住居地域
建蔽率60%/容積率200%
地 域 の 概 要 : 背後に農地も見られる既成の一般住宅地域

第7 付属資料

1	位置図	1	葉
2	法務局備付地図写	1	葉
3	建物図面・各階平面図写	1	葉
4	土地建物位置関係概略図(物件1～物件3)	1	葉
5	間取図(物件3)	1	葉

以 上

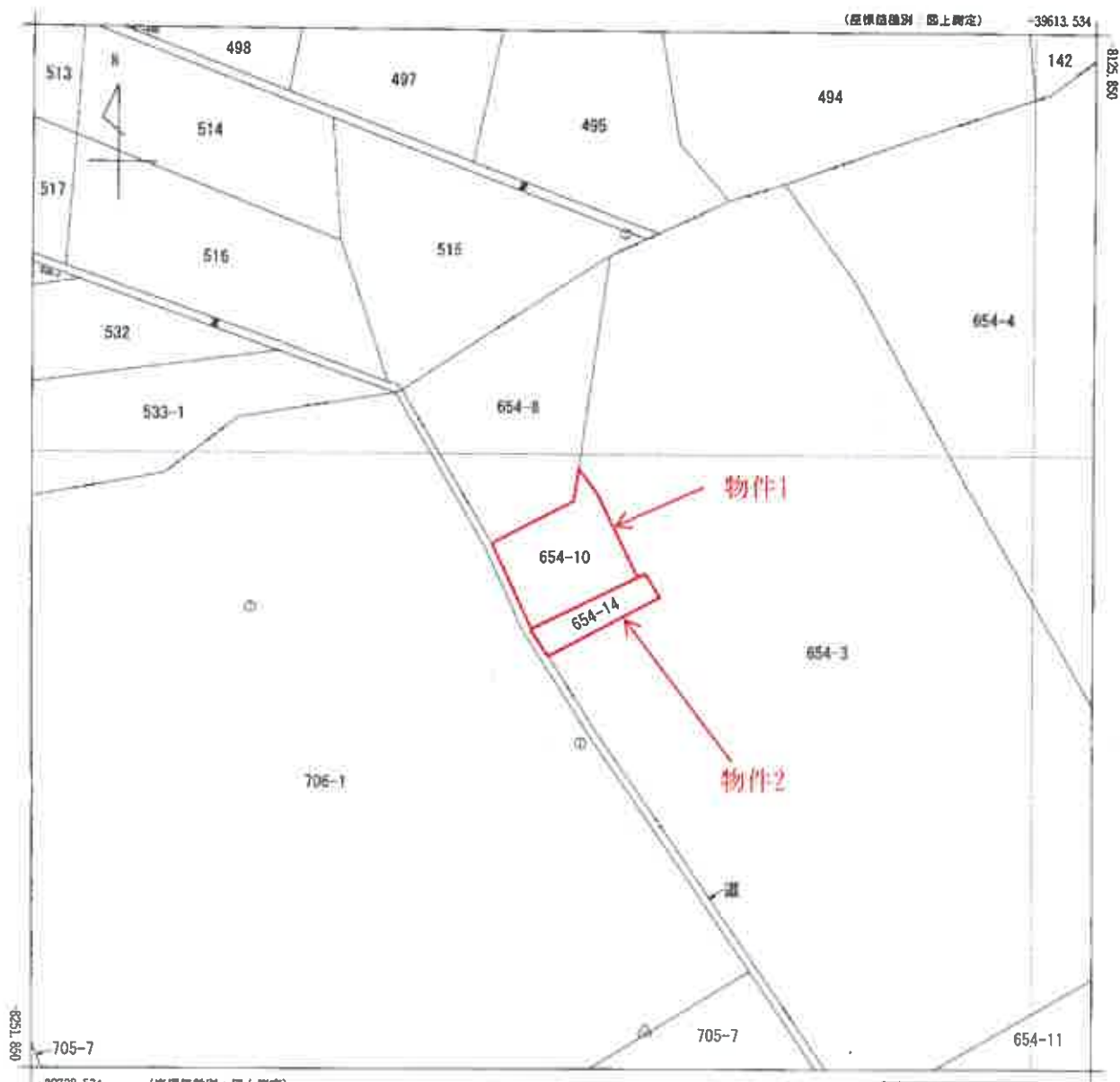
位置図



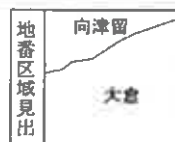
「1:10,000 玉名市 白図 写し」

〔原本をA4サイズに縮小しています〕

法務局備付地図写



(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(kumamoto2016_ML.par)による修正がされています。



請求 部 分	所 在	玉名市大倉字亀頭迫				地 番	654番10			
出 力 尺 寸	1/500	精 度 区 分	乙一	座標系 番号又は 記号	II	分 類	地図(法第14条第1項)		種 類	地籍図
作 成 年 月 日	昭和49年3月				備 付 年 月 日 (原図)			補 記 事 項		

請求番号：12-1
(1/1)

公用

建物図面・各階平面図写

【原本をA4サイズに縮小しています】

登記年月日：昭和44年10月14日

0002537

敷 地 番 号	6544-10
建 物 の 所 在	至那市大倉字豊郷地6544-10

建 物 平 面 図

昭和44年10月14日登記

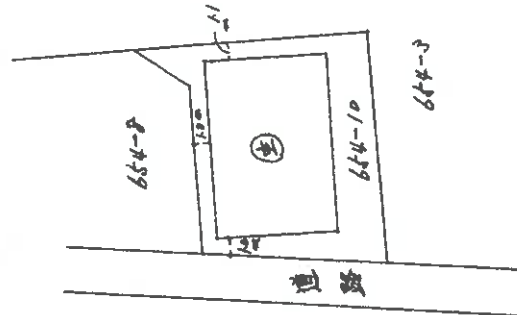
作 製 年 月 日
昭和44年10月8日

作 製 者
[Redacted]

申 請 人
[Redacted]



建 物 図 面



平 面 図



永 積

11.37 x 7.66 = 87.0942 m² /

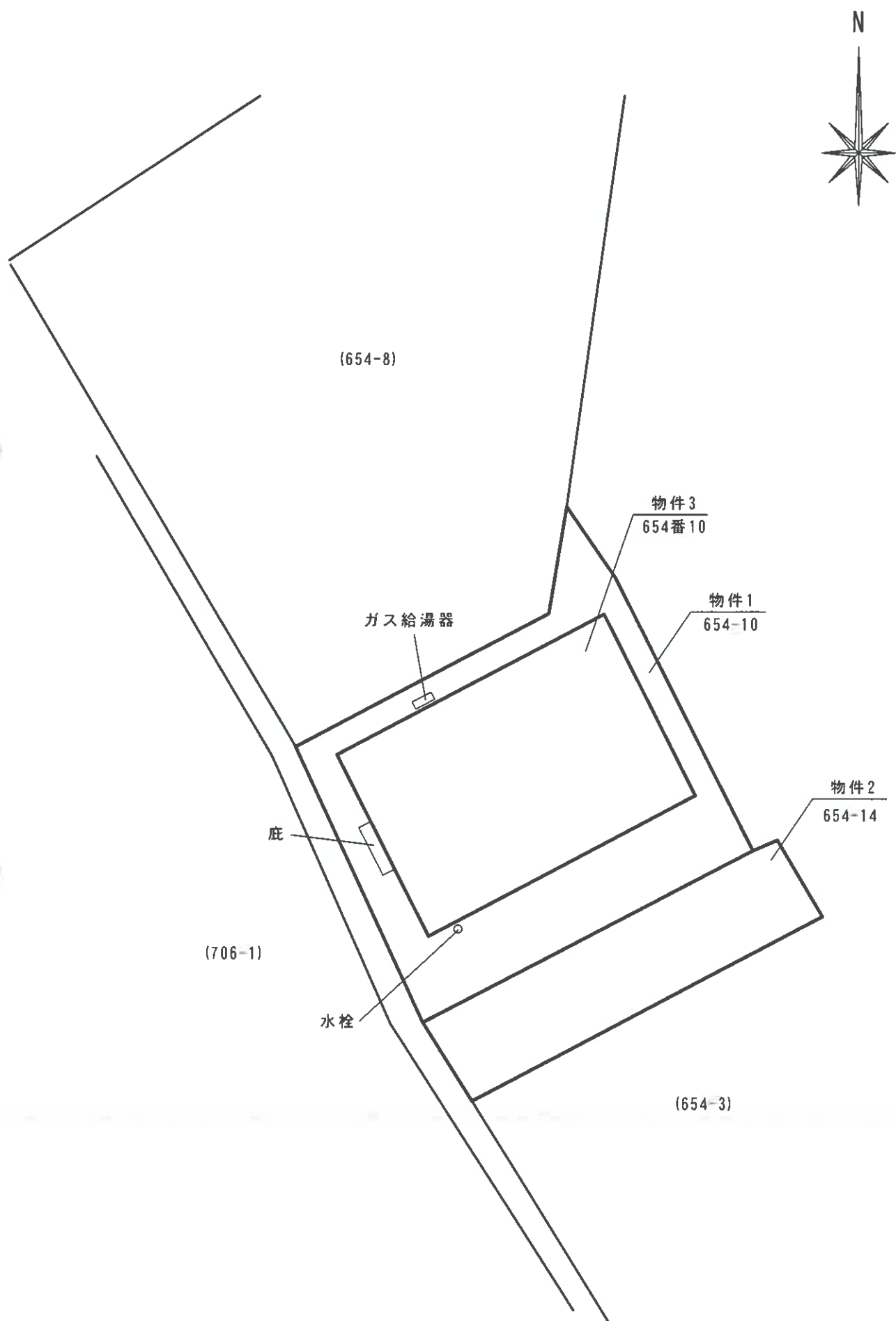
床面積 87.09 m²

(全国土地家屋調査士会連合会用品)

縮 尺	1/100 m	1/10
-----	---------	------

図面番号 12-3

土地建物位置関係概略図（物件1～物件3）



間取図（物件 3）

